

令和2年 第10回

# 農業委員会総会議事録

令和2年10月23日(金) 開催

多摩市農業委員会

令和2年10月23日午後2時、多摩市役所4階第一委員会室において、令和2年第10回多摩市農業委員会総会が招集された。

出席委員は次のとおりであった。

1番 萩原弘委員、 2番 柚木実委員、 3番 萩原重治委員、 5番 新倉隆委員、  
6番 大松誠二委員、 8番 伊藤忠男委員、 10番 澤登早苗委員  
11番 増田実生委員、 12番 武内好恵委員、 13番 小暮和幸委員、 14番 青木幸子委員、  
15番 小島豊委員

出席した事務局職員は次のとおりであった。

事務局長 渡邊哲也 農地係長 沖迫達矢 書記 小形達也

定刻午後2時に総会を開会した。

議長(会長 小暮和幸)

「定刻になりましたので、只今から、令和2年第10回多摩市農業委員会総会を開会いたします。」

議長(会長 小暮和幸)

「本日は、14番 青木幸子委員から、少々遅れるとの連絡を受けております。  
現在の出席委員数は、11名であります。  
定足数に達しておりますので、ただちに会議を開きます。」

議長(会長 小暮和幸)

本日の議事日程は、次のとおりです。

日程第1、第23号報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について  
日程第2、第24号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について  
日程第3、第25号報告 相続税納税猶予の継続届に係る引き続き農業経営を行っている旨の  
証明書交付について

議長(会長 小暮和幸)

議事に先立ち、多摩市農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、委員に諮って、議長指名により、議事録署名委員に次の者を指名した。

12番 武内好恵委員、15番 小島豊委員

議長(会長 小暮和幸)

「それでは、議事に入ります。  
日程第1、第23号報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出についてを議題といたします。  
事務局に朗読と説明を求めます。」

書記(小形)

第23号報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について(関戸・唐木田地区 各1件)を朗読し説明した

議長(会長 小暮和幸)

「事務局の説明が終わりました。本件に関して、質疑はございませんか？」

委員(6番 大松誠二)

「関戸の土地であるが、もともと駐車場用地であり、現況は施錠された形になっている。転用後の用途についても駐車場用地ということであり、これを再開するのか、別の用途で使用するのかは不明である。」

議長(会長 小暮和幸)

「区画整理の関係もあるだろうが、現況も駐車場ということであれば、無断転用していたということか。」

農地係長(沖迫)

「議長のおっしゃるとおりであろうと思われる。」

委員(6番 大松誠二)

「届出制であるがゆえの現状である。一度証明書を出した後、申請者が農地転用の登記をしないまま、その後に再度同様の届出がなされた場合、何度でも受理通知書を出すことになるのか。」

農地係長(沖迫)

「同じ申請者に同じ受理通知書を出すことはなく、その場合は以前に受理していることを証明する書類、いわゆる受理済証明書を発行することになっている。」

委員(6番 大松誠二)

「いずれにしろ本来は、ずっと以前に転用届出がなされていなければならない土地であると思われる。」

14番 青木幸子委員入室

議長(会長 小暮和幸)

「本件に関して、ほかに質疑はございませんか？」

「質疑なし」の声あり

議長(会長 小暮和幸)

「質疑なしと認め、質疑を終了します。  
お諮りいたします。本件を報告のとおり承認することに、ご異議ございませんか。」

「異議なし」の声あり

議長(会長 小暮和幸)

「ご異議なしと認めます。よって、本件は報告のとおり承認することに決しました。」

議長(会長 小暮和幸)

「次に、日程第2、第24号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出についてを議題といたします。  
事務局に、朗読と説明を求めます。」

書記(小形)

第24号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(関戸地区 1件)を朗読し説明した。

議長(会長 小暮和幸)

「事務局の説明が終わりました。本件に関して、質疑はございませんか？」

委員(6番 大松誠二)

「担当している土地で、詳細を申し上げますと、所有者自宅の周りの畑であったところで、現在は重機が入っている。状況から不動産業者の建売用地だと思われる。高台の傾斜地である。」

議長(会長 小暮和幸)

「本件に関して、ほかに質疑はございませんか？」

「質疑なし」の声あり

議長(会長 小暮和幸)

「質疑なしと認め、質疑を終了します。  
お諮りいたします。本件を報告のとおり承認することに、ご異議ございませんか。」

「異議なし」の声あり

議長(会長 小暮和幸)

「ご異議なしと認めます。よって、本件は報告のとおり承認することに決しました。」

議長(会長 小暮和幸)

「次に、日程第3、第25号報告 相続税納税猶予の継続届に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付についてを議題といたします。  
事務局に、朗読と説明を求めます。」

書記(小形)

第25号報告 相続税納税猶予の継続届に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付

について (落合地区 1件)を朗読し説明した。

議長(会長 小暮和幸)

「事務局の説明が終わりました。本件に関して、質疑はございませんか？」

委員(8番 伊藤忠男)

「報告では作目が栗となっているが、ブルーベリーが主な作目だと記憶しているが、いかがか？」

農地係長(沖迫)

「今回申請があった土地は、全体として1,000㎡を超える土地のうちの一部についてである。つまり分筆されたうちの一筆について申請があったものであり、その主な作目についての申請記述が栗となっていたものである。申請地は柵と網がかけられており、確認しにくいもののブルーベリーと栗が混在している農地となっている。」

委員(12番 武内好恵)

「地図上の南側にある少々突起した部分が、栗の栽培農地であったと記憶している。」

議長(会長 小暮和幸)

「分筆している土地のどの部分が対象地であるかを、申請時に聞いておくとよいと思われる。本件に関して、ほかに質疑はございませんか？」

「質疑なし」の声あり

議長(会長 小暮和幸)

「質疑なしと認め、質疑を終了します。

お諮りいたします。本件を報告のとおり承認することに、ご異議ございませんか。」

「異議なし」の声あり

議長(会長 小暮和幸)

「ご異議なしと認めます。よって、本件は報告のとおり承認することに決しました。

以上をもって、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

よって、会議を閉じます。」

終了(午後2時20分)